

議 会 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成21年7月3日(金) <時間>13:30~16:00 <場所>新館4階 第2委員会室	<傍聴人数> 0名 <傍聴室> 新館4階 第2委員会室	
山口委員長	公開の別			
承認	公開			

<名称> 平成21年度第3回岸和田市自治基本条例推進委員会(第2期)

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況)○は出席、■は欠席

山口	松村	白石	西出	木下	植田	杉本	雨田	藪	稲富	神谷	野	次井	中村	橋本
○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

事務局)企画課:西川課長、梶野参事、菅本主査、陣川

<議題>

・委員(2名)の就任について

・自治基本条例推進委員会作業部会の報告

・各課調査事項の検討内容について

<概要>

●委員(2名)の就任について

・小幡委員辞任にともなう学識経験委員の就任について、7月1日付けで龍谷大学法学部教授の白石克孝教授に就任していただく。白石教授の専攻は行政学・政治学・地域再生論・非営利セクター論など。ただ本日はすでに予定があり欠席。

・岸和田市PTA協議会について、年度替わりの役員改選により、同協議会副会長の谷脇委員が新しく就任される。

●職員周知の取り組み状況について、別添資料「自治基本条例職員周知事業実施計画書(案)」他に基づき説明した後、質疑応答を行う。

●自治基本条例推進委員会作業部会について、別添資料「第1自治基本条例の各事項について」他に基づき報告した後、質疑応答を行う。

●各課調査事項の検討内容について、各課への第2回調査の方向性や内容などについての議論を行う。

チャレンジ25問について>

(事務局)

条例施行から4年が経過し、市職員の認知も低下していると懸念されることから、今一度条例の趣旨を普及することを目的に、条例に関する25の設問に解答する形式の取り組みを行った。対象者は非常勤嘱託職員や再任用職員を含む1169名であり、そのうち1148名から回収した。回収率は98.2%であった。試験ではないとの位置付けから、何を参考に見ても可としたため、ほとんどの設問で正答率が85%を超えていたが、間違いの多かった設問については、後述の職員研修にて解説を行った。取り組みに対する職員の感想も肯定的なものが多かったこともあり、今後も趣旨普及を目的にした新しい取り組みを考えていきたい。

<職員研修について>

(事務局)

チャレンジ25問の取り組みを受けて、市職員に自分達の職務と条例がどのように関係しているのか気付いてもらう研修を行った。5月26日から6月4日まで1回2時間で全15回行い、うち2回は部課長を対象にした。研修対象者は1003名であり、消防職員が対象外。参加者は815名で、受講率は81.26%であった。研修の主な内容は、条例の制定理由と過程の説明、市政だよりの上映、グループワークで自分の担当業務と条例の関わりについてグループ内で共有をした。ワークでは他の部署の業務も知る機会となった。欠席者には後日レポート提出を義務付けた。そのレポートから条例に対する率直な意見を抽出して今後の取り組みに生かしていきたい。

●質疑応答

(委員)

取り組みに敬意を表する。部課長対象の研修内容はどのようなものだったか。

(事務局)

部課長対象の研修ではグループワークは実施していない。職員への研修内容や部課長が先頭を切って建議への取り組み等を進めてほしい旨の説明を行った。レポートも提出してもらった。

(委員長)

研修レポートの締切が6月11日までに提出となっているが、集計結果は出ているのか。

(事務局)

今回は人事課の研修に位置付けられており、レポートは現在人事課が所有している。ほどなく企画課にレポートが届くので、改めて内容を報告する。

(委員)

建議に対する各課からの回答にはバラつきがあったので、調査後の研修実施はタイミングが良かった。受講率も高く、有意義な研修であったと思う。

(委員長)

チャレンジ25問の全体的な正答率は分かったが、補職別で正答率に差はあったのか。

(事務局)

全体と補職別とでほとんど差がなかった。

(委員)

自治基本条例職員周知事業実施計画書には推進委員会に統計データを公開するとあるが。

(事務局)

現在集計中である。次回の推進委員会で課別、補職別、設問別の集計データを報告する。

(委員)

チャレンジ25問の第2問と第25問の正答率が低い理由は。

(事務局)

チャレンジ25問はホームページやタブロイド版(1)など何を見てもよいことにしたが、第2問と第25問については、市役所ホームページの自治基本条例のページや自治基本条例すいしんにゆゑ〜すを見ると正答にたどり着く設問であり、タブロイド版には記載されていない。そのため、タブロイド版のみを見た職員については正答率が低かったと思われる。

(委員)

欠席者のレポートの結果の取り扱いは如何。

(事務局)

レポートの提出期限は7月14日である。次回の推進委員会で報告したい。

<作業部会報告>

(委員)

人事研修で各職員が自治基本条例の趣旨を理解したという前提で、第2回の調査では、回答記入者個人としてではなく、担当課としての回答を出してもらえよう仕組みづくりが必要と考える。

(委員長)

16条の協働の指針を知らないと回答した課が12課あったが、課全員が知らなかったのか、担当者が知らなかったのか、担当者と課長が知らなかったのか不明。

(事務局)

自治基本条例・協働推進員を各課に1名配置しているので、「知らない」というのは疑問である。

課長が全部を把握しているかは分からないが、調査の回答記入者が指針を知らないだけということも考えられ、それがそのまま課の回答となったこともあり得る。

今回の部課長対象の人事研修においても、今後の調査では課としての回答をいただきたい旨お願いした。

(委員)

消極的な回答をしている課がある。コミュニティに関わると仕事が増えると懸念しているのではないだろうかと感じる。しかし、今後の行政はコミュニティとの関係を重視しないと、市民と協働していくことは出来ないという意識を職員にもっと浸透させる必要がある。

また、町会連合会と地区市民協議会がうまく連携しているところとそうでないところがある。連携できていないところについては、権限の委譲の受け皿が町会連合会と地区市民協議会のどちらになるのか疑問がある。

(副委員長)

不当要求に対する外部機関の取り組みをしていない。

コンプライアンス(2)を取り上げるべき。どうやってコンプライアンスを確保していくのかという意識が職員に必要ではないか。

公益通報について職員の意識が低いと感じるので、調査すべきである。

産業部や都市整備部関係は政策法務の重要性をもっと意識してほしい。

個人情報がそもそも守られているのかの追跡調査が必要である。

(委員長)

調査方法はどのようなものだったのか。課で統一した意見なのか回答者個人の意見なのか

どちらか。

（事務局）

今回報告したのは第1回の調査結果である。調査方法については、電子データで各課長宛てに調査票を配布し、回答についても電子データで回収した。必要に応じて課長と担当者に対してヒアリングも実施した。回答文書は課内で決裁をとっており共通認識となっているはずであるが、疑問の残る回答もある。

（委員長）

公益通報と不当要求行為の認識が必要と考える。

不当要求行為について各課は行政対象暴力を想定して回答しているようであるが、不当要求行為とは行政対象暴力だけではなく、天の声や有力者による口利きなども該当する。まずはこのことについて職員に理解していただきたい。

また、有力者の口利きや公益通報については、職員に調査をしても直接は回答しにくいと考えられるので、聞き方の工夫が必要である。

（委員）

今回の調査は質問項目等の解釈に誤解のないよう、例えば、協働事業提案制度とはどんなものかという解説をした上で質問をするというように、工夫を凝らしてほしい。

< 調査事項の検討内容 >

（委員長）

「26条 法務能力の強化」の調査結果を見ると、市民税課など法律に固められている部署が「法務能力の強化が必要」と回答している傾向があり、法律の知識に精通していることが法務能力があるというような間違った認識がなされているように思われる。

しかし、建議の本当の意図はそうではない。法律、政令、省令、通知があって、法律、政令は明文があり従わなければならないが、通知など法律的な拘束力がないものについては、別の解釈をして創意工夫する、ということが本当の法務能力といえる。そのあたりを丁寧に説明して職員に理解してもらう必要がある。

今回の調査にあたり、再度調査が必要な課と、回答内容が想定したものと異なる課を選び出し、質問の意図を十分に説明した上で、集中して調査してはどうか。

その方針でよければ、どの分野を集中して調査していくのか整理する作業を、次回以降の作業部会で行ってほしいと考えているが、これについて意見を伺いたい。

（委員）

委員長の意見に賛成である。必要な課に対して調査を行う方向で良いと考える。

（委員長）

第2回目の調査でそれでもまだ回答にズレがある課については、推進委員会に出席していただいて説明をお願いすることも考えられる。

（副委員長）

今回職員対象の人事研修で自治基本条例の周知を行ったということであるが、理解が不足していると思われる部分については更なる周知徹底の取り組みをお願いしたい。

（委員）

一般企業では社員は社員規程を持っている。自治基本条例などの重要な条例については条文を抜粋して規程集を作成し、職員に配布してはどうか。

（事務局）

第2回の調査は9月に行うが、作業手順書など全課にかかわるものと、個別の部署に投げ

かけるものとの整理が必要である。例えば 21 条の広報の指針については、最終的には全課が取り組むものだが、まずは広報公聴課に調査を行なわなければならない。

更なる調査が必要なもの、不十分なものを推進委員会にて議論いただいた後、事務局が各課に投げかけるといようにしていきたい。

推進委員会での議論、各課への調査を何度か繰り返し、2, 3 回問いかけても取り組みが進まないようであれば、再度建議する、原課に推進委員会に出席してもらうなどの手段を講じていきたいと考えている。

また、自治基本条例の条文は例規集として庁内 LAN（ローカルエリアネットワーク）に掲載している。

（委員長）

調査事項の重点化、絞り込みは作業部会で行うこととしたい。次回の推進委員会で、絞り込んだ結果を報告してもらうか、絞り込んだものを各課へ調査し、その調査結果を報告してもらうかになるが、今後のスケジュールは如何。

（事務局）

今回報告した内容は作業部会での意見であるので、これに委員長と副委員長の意見を加え、推進委員会の意見として本日共通認識を持ちたいと考えている。

そして、共通認識された内容を作業部会で絞り込み、全課に関係するものは全課に、個別のものは特定の課に対して 2 回目の調査を行い、その結果を次回の推進委員会で報告したいと考えている。チャレンジ 25 問や人事研修を踏まえての 2 回目の調査となるので、前回とは違った回答があると考えている。

今後のスケジュールであるが、9 月に 2 回目の調査を実施、10 月の作業部会で調査結果を報告、11 月の推進委員会で作業部会での意見を取りまとめたものを報告させていただきたい。

また、半年に 1 度、各課へ進行状況の確認を行っていく予定である。

（委員）

人事研修を踏まえて、前回と同じように全体的な調査をもう 1 度行ってみてはどうか。

また、第 1 回の調査では「不要」と回答した場合のみ不要と回答した理由を求めていたが、2 回目の調査時には「必要」との回答に、なぜ必要かを答えてもらうようにしてはどうか。

そのように回答に責任をもってもらうことも大切と考える。

（委員長）

調査事項の仕分け、重点化は必要と考える。

（事務局）

研修を実施したからと言って、「不要」が「必要」に変わるとは考えていない。少なくともこれまでは建議とは何かという認識も低かったが、研修によって自治基本条例への認識は変わったと思うので、今後の取り組み方にも変化が出てくると考えられる。

更に調査が必要なものに関しては、十分な説明を補足した上で調査を行いたいので、例えば、先ほど法務の部分について委員長にご指摘いただいたように、各課が質問に対してもう少し認識しなければならないところを、本日委員の皆さんにご指摘いただきたい。

（委員）

この場では時間が足りないなので、作業部会で検討したい。

（委員長）

調査項目の重点化を図りつつ、作業部会を進めていってほしい。

(全委員)

了承

<その他>

(事務局)

作業部会において、21条情報の共有について、条例の改正が必要ではないかとの意見があった。

事務局としては、今後進行管理と平行して、調査審議事項として条例の改正についても検討していきたい。それについてこの場で議論いただきたい。

(委員長)

まず、3ヶ月に1度のペースで推進委員会を開催するという全体的な日程はこれで良いか。

(全委員)

了承

(委員長)

条例改正の必要性については、2月の推進委員会で議論してはどうか。

(全委員)

了承

(副委員長)

先ほど情報収集をどういう方法であるかという話が出たが、「情報収集するにはこういう方法があるかどうか」というように具体的に内容を投げかけると各課がイメージしやすいのではないか。

作業部会では次回の調査でどういう質問にするかを議論願いたい。

(委員)

次期総合計画策定のためのまちづくりビジョン市民会議においても、地区市民協議会のことが議題になるなど、まちづくりのためには条例と総合計画は切り離せない関係である。そのため本委員会に総合計画市民会議の委員に出席していただき、策定状況などを話してもらう機会を作ってはどうか。

(委員長)

事務局でスケジュールを調整して、調査を進めていただきたい。

(事務局)

了承

(委員長)

それでは、これで本日の委員会は終了する。

●今後の会議日程

第4回自治基本条例推進委員会(第2期)11月16日(月)13:30～ 場所未定

次回作業部会の日程 8月24日(月)18:30～ 岸和田市役所 職員会館3階

会議室第1・第2

【 1 タブロイド版】

自治基本条例早わかりチラシ。自治基本条例について分かりやすく解説したチラシです。条例のポイントである「市民参画」を中心に、市議会の役割や市長・職員としてやらなければならないこと、市政を運営していくための基本的な考え方、地域のコミュニティ活動などをイラスト入りで紹介しています。

平成17年8月1日に自治基本条例が施行されるのに先立って全戸配布されました。

【 2 コンプライアンス】

法令遵守。国や市民からの要請や経営上のルールを守り、社会や顧客、従業員などに対して責任を果たすこと。

企業によるコンプライアンス違反の例として、「使用している原材料を偽り食品を加工し、販売した。」などがあります。